

*全て手書きで書かれたものとする。

遺言書

遺言者 相続太郎は次のとおり、遺言する。

第1条 妻相続花子（昭和〇年〇月〇日生）には、別紙目録1及び2の不
動産、別紙目録3の預金を相続させる。

第2条 長女笑顔良子（昭和〇年〇月〇日生）には、別紙目録4の株式を
相続させる。

第3条 長男相続直行（昭和〇年〇月〇日生）には、別紙目録5の預金を
相続させる。

令和元年8月1日

東京都港区港1丁目12番30号

遺言者 相続太郎 ⑩

* 目録はワープロ、名前は手書きになります。

別紙目録

1 土地

所 在 港区港一丁目
地 番 12 番 30
地 目 宅地
地 積 100.35 m²

2 建物

所 在 港区港一丁目 12 番地 30
家屋番号 12 番 30
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 40.00 m²
 2 階 35.00 m²

3 預金

〇〇銀行港支店
普通預金 口座番号 0 1 2 3 4 5 6
〇〇信用金庫港支店
定期預金 口座番号 9 8 7 6 5 4 3

4 株式

〇〇株式会社 100 株
株式会社〇〇 400 株
株式会社〇〇 1000 株

5 預金

〇〇銀行港支店
普通預金 口座番号 4 5 6 7 8 9 0

相续太郎 ⑧